

柏市福祉用具購入費・住宅改修費に係る受領委任払い
登録事業者講習会

福祉用具購入に関すること

柏市在宅リハビリテーション連絡会
株式会社なな色

理学療法士 西田 恭子

特定福祉用具販売の対象種目(厚生労働省HPより)

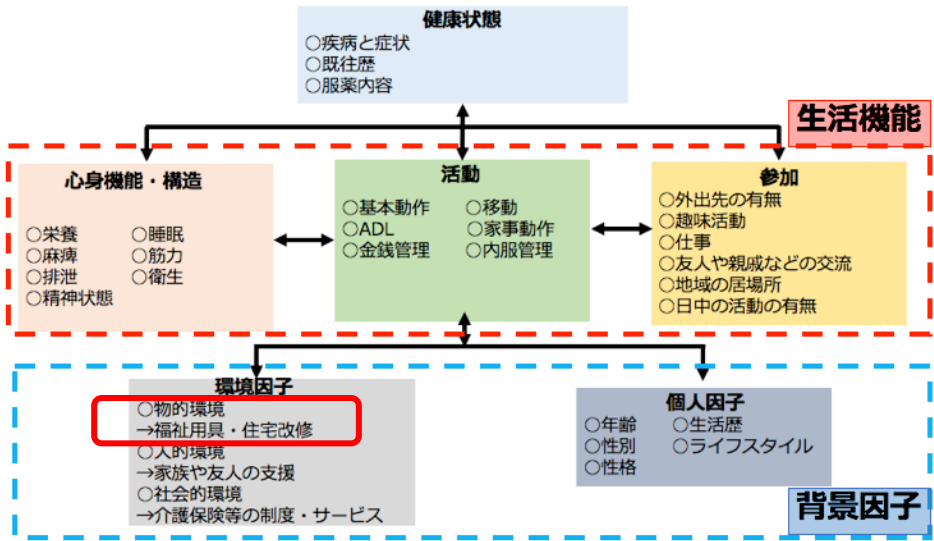
福祉用具販売の対象は以下の9品目で、要介護度に応じて異なります。

							
腰掛便座	自動排泄処理装置 の交換可能部品	排泄予測支援機器	入浴補助用具	簡易浴槽	移動用リフトのつ り具の部品	固定用スロープ	歩行器 ※歩行車は 除く
							
歩行補助つえ ※松 葉杖は除く							

※「移動用リフトのつり具の部品」にリフト部分は含みません。

特定福祉用具販売は、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、福祉用具販売の指定を受けた事業者が、入浴や排泄に用いる、貸与にならない福祉用具を販売します。**福祉用具を利用することで日常生活上の便宜を図り、家族の介護の負担軽減などを目的**として実施します。

ICF (国際生活機能分類)



生活機能の維持向上に福祉用具・住宅改修は非常に重要！

排泄に関して



【ポイント】

自立を望まれる方が多い
衛生面に対する考え方
環境 など

【確認内容】

身体機能(変化の可能性含め)
介護力(身体介護、適切な使用など)
設置場所の確保
臭い対策 など

排泄に関して

(腰掛便座)

【ポイント】

身体機能(変化の可能性含め)

衛生面に対する考え方

環境 など

【確認内容】

座位保持や立ち座りの能力

介護力(下衣の上げ下げ、トイレの片づけ等)

設置場所の確保

臭い対策 など

腰掛便座の購入か。



トイレの改修か。



腰掛便座の設置位置

【ポイント】

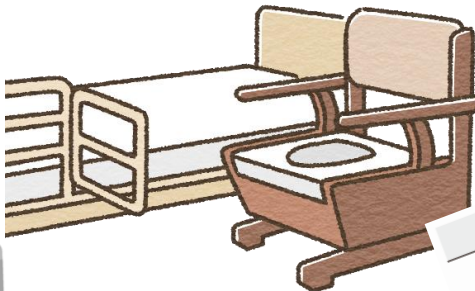
設置位置 設置角度

車椅子などとの関係性 など

他の福祉用具の有無

設置位置 足側か頭側か

設置角度は



排泄に関して

(自動排泄処理装置の交換可能部品)

【ポイント】

必要性

排泄能力(改善の見込み)



【確認内容】

必要性の確認(①または②)

①直近の介護認定調査の「移乗」「排便」が全介助かどうか

②医師の意見及び適切なケアマネジメントに基づき必要と判断されたかどうか

介護者が適切に使用できるか

スキントラブルの有無 など

排泄に関して

(排泄予測支援機器)

【ポイント】

使用により排尿が自立するかどうか



【確認内容】

自立した排尿を目指す意思の有無

医学的な膀胱機能の確認

排尿が困難になっている理由

利用状況の確認

スキントラブルの有無 など

入浴に関して
(入浴補助用具・簡易浴槽)

【ポイント】

- 必要性
- 環境
- 共用使用者への配慮

【確認内容】

- 心身状態の変化の可能性
- 酸素等の使用状況
- 介護力
- 本人及び介護者の動線 など

改修か購入か。



簡易浴槽か訪問入浴か。



移乗に関して
(移動用リフトのつり具)



【ポイント】

- 使用の意思
- 設置場所の確保
- 介護者の理解

【確認内容】

- 身体機能
(安定性や筋緊張など)
- 使用方法の確認 など

職場における腰痛予防対策指針

平成25(2013)年 19年振りの改訂

(腰痛に関する知見や技術革新)

**原則として人力による人の
抱え上げは行わせないこと
福祉用具の上手な活用が必要**

身体能力	移乗分類	用具の目安	実際の現場
立ち上がりと立位保持が可能	立位移乗	介助バー てすり	
離臀可能だが立位保持困難	座位移乗	トランスファーボード スライディングシート	立位移乗
座位保持可能だが横移動困難	座位移乗 リフト移乗	トランスファーボード スライディングシート リフト	
座位保持困難	リフト移乗 臥位移乗	リフト スライディングボード	座位移乗 抱え上げ

移動に関して (固定式スロープ)



【ポイント】

環境
必要性

【確認内容】

設置場所
身体機能(安全に使用可能か)
歩行補助具との相性 など

移動に関して (歩行器・歩行補助つえ)



【ポイント】

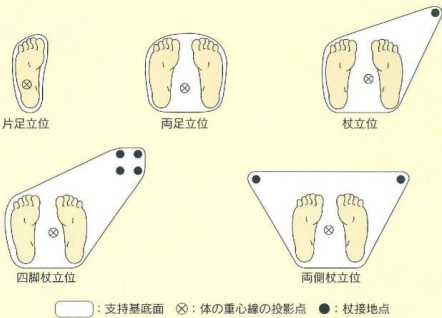
使用の意思
使用場所の確保
好み(色・柄等)

【確認内容】

身体機能(上肢・体幹筋力、
姿勢制御、歩行能力等)
歩行意欲
使用方法の理解度 など

歩行補助用具と歩行の安定性について

杖をつくことで体重を支える面積(支持基底面)が広がり、歩行が安定します。
歩行器・歩行車であればさらに面積が広がり、歩行が安定します。



医師やリハ専門職等の意見を求めることが望ましい具体例

- 進行性疾患（パーキンソン病、脊髄小脳変性症など）により状態の変化や悪化が起こりやすい場合
- 起立性低血圧等、血圧の変動の可能性がある場合
- 認知機能の低下や高次脳機能障害により用具の使用や操作が難しいと考えられる場合
- 関節に著しい拘縮や変形がある場合
- 著しい感覚障害がある場合
- 骨の脆弱性が疑われる場合
- 四肢に欠損がある場合
- 著しい筋力低下がある場合
- 筋緊張の亢進や低下、変動がある場合
- 重度の視覚障害の場合
- 全身等に痛みがある場合
- からだが極端に大きい又小さい場合
- 皮膚の脆弱性が疑われる場合
- 浮腫など、循環障害が考えられる場合
- 転倒のリスクが高いと考えられる場合
- 嚥下障害がある場合
- 介護者に対する指導に留意が必要と考えられる場合 等

まとめ

- ◆ 高齢者は変化への適応が苦手な方が多い。
- ◆ 病状により身体機能や活動状況が変化する可能性が高い方がいる。
- ◆ 必要性や使用方法の本人・介護者の理解が大切。



住宅改修・福祉用具は生活機能発揮のかなめ！
福祉用具や住宅改修をしっかりと活用していただく。



本人や家族の意向と、関係者（医療職やケアマネ等）との間に解離がないか確認しながら、使用環境も踏まえ、幾つかの案を提示し、「自己決定（＝自立支援）」を促す。

ご清聴ありがとうございました